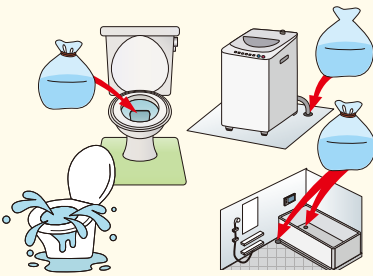


大雨や台風による災害に備えましょう

家庭でできる大雨対策

「水のう」の設置

ビニール袋に水を入れた「水のう」を置くことで下水の逆流を抑える効果があります。



大雨のときは急激な水位の増加により、排水口から下水が逆流することがあります。

「排水路」の確保

●落ち葉やごみで「雨水ます」がふさがれていると、敷地や道路が冠水する恐れがあります。「雨水ます」の清掃にご協力ください。

▼アンダーパスの冠水にご注意ください

アンダーパスとは

交差する鉄道や道路の下を通過するため、周辺より低くなっている道路のことです。

ドライバーの皆さんへお願い

●アンダーパスの手前には水位の上昇を知らせる「冠水警報装置」を、また、内部には「路面標示」「水深標示」を設置しています。日ごろから、アンダーパスや標示物の位置を確認してください。

●大雨のときは、アンダーパスに入らず、迂回するなど危険回避を行ってください。



▲冠水警報装置

問 建設局道路維持課 ☎582・2274



●冠水が発生した場合、足元が見えにくくなり、側溝や「雨水ます」などのふたがずれていると、転倒につながる恐れがあります。日ごろから、周囲の危険箇所を確認しておくことも大切な備えです。

●大雨対策について分かりやすく説明した動画(左記を読み取り)もご覧ください。



▲上下水道局 YouTube 「大雨へのそなえ」

問 上下水道局下水道計画課 ☎582・2480

▼危険な「擁壁」などは早めに対策を

6月は「宅地防災月間」です

平成30年7月豪雨では、記録的な大雨の影響で市内の多くの擁壁などが壊れました。その大半が、古い石積みや建築用空洞ブロックで作られたものでした。石積みの中には、劣化の進行や排水機能の低下に加えて、ひずみが蓄積して壊れる寸前のものもあります。梅雨前に自宅の擁壁などを確認し、補修などを行って災害を未然に防ぎましょう。

●空積みや空洞ブロックなど不安定な構造をしていないか

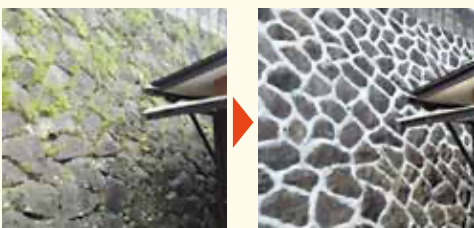
●隣家への被害
●多額の工事費

■大雨による被害



壊れる前の対策が重要!

■減災工事の一例



施工前

施工後

問 建築都市局開発指導課 ☎582・2644

▼災害対策費用の一部を補助します

ブロック塀などの除却費用

敷地に面する道路との間に設けられた危険なブロック塀などを除却する費用の一部を補助します。

上額15万円(先着順)。事前に相談が必要。対ブロック塀の所有者など。詳細は問を。

土砂災害の恐れのある住宅移転費

土砂災害特別警戒区域などに建っており居住している住宅の所有者・相続人などに、取り壊しや代替住宅の建設などの費用の

一部を補助します。事前に相談が必要。補助要件など詳細は問を。

問 建築都市局建築指導課 ☎582・2531

児童手当の制度が変更になります

中学校修了前の児童を養育している人に支給している児童手当の制度が一部変わります。対象の人はご注意ください。

●毎年6月提出の現況届が、原則不要になります

- ③ 対象児童の戸籍や住民票がない人
- ④ 離婚協議中で配偶者と別居されている人
- ⑤ 法人である未成年後見人、施設などの受給者の人
- ⑥ その他、本市から提出の案内があった人

●10月支給分から、児童手当等が支給されない場合があります

一部の人を除いて、毎年6月に提出していた現況届が不要になります。提出が必要な人には、6月頃に現況届の案内が届きます(加入している年金の情報が確認できなかった人には、8月頃に届く場合があります)。

●児童を養育している人の所得が左表②の限度額以上の場合には児童手当等は支給されません。

●所得が左表①の限度額以上左表②の限度額未満の場合は特例給付(児童一人当たり月額5000円)を支給します。

- 【引き続き提出が必要な人】
- ① 単身赴任などにより、支給要件児童と別居中の人
- ② 配偶者からの暴力などにより

	①所得制限限度額	②所得上限限度額
扶養親族等の数	所得額	所得額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1010万円
5人	812万円	1048万円

養育状況に変更があった人は問を。公務員は勤務先へお問い合わせください。

問 住所地の区役所保健福祉課

門司区 ☎331・1891	八幡東区 ☎671・6882
小倉北区 ☎582・3434	八幡西区 ☎642・1449
小倉南区 ☎951・1031	戸畑区 ☎881・4528
若松区 ☎761・5926	